

社会保障審議会福祉部会 「福祉人材確保専門委員会」の設置について（案）

1. 設置の趣旨

地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の附則において、「政府は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、介護関係業務に係る労働力への需要が増大していることに鑑み、この法律の公布後一年を目途として、介護関係業務に係る労働力の確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とされた。

これを受け、社会保障審議会福祉部会において、関係者による専門的観点から検討を進めるため、「福祉人材確保専門委員会」を設置する。

2. 構成等

専門委員会に委員長を置き、委員長は部会長が指名する。

3. 検討項目

- ① 介護人材等の総合的な確保方策
- ② 介護人材における介護福祉士の位置づけ・介護福祉士の資格取得方法

等

4. 運 営

- ・ 専門委員会の議事は原則公開とする。
- ・ 専門委員会は、検討過程において、必要に応じ、関係者の意見聴取を行うことができる。
- ・ 専門委員会の検討結果については、社会保障審議会福祉部会に報告する。

5. その他

上記のほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。